

春日市民図書館 団体貸出のご案内

春日市民図書館では、春日市内でよみきかせなどの活動を行っているサークル、学校、幼稚園、公民館などを対象に、パネルシアターや布絵本、超大型絵本などの団体貸出を行っています。

◆ 利用・登録できるのは

- (1) 主として市内で活動するもの
- (2) 市内に事務所を有するもの
- (3) 原則として構成員が5人以上であるもの
- (4) 資料を適切に管理することができると思われるもの

(「春日市民図書館管理運営規則」より)

◆ 借りることができるのは

資料の種類	貸出点数	貸出期間	備考
図書	各団体100冊	30日	※貸出対象：児童書庫の図書
パネルシアター等	各団体3点まで (備品は除く)	8日	(パネルシアター等に含まれるもの) パネルシアター、エプロンシアター、 テーブルシアター、布絵本、手袋人形、 超大型絵本、超大型紙芝居 (備品) 紙芝居舞台、超大型絵本用卓上イーゼル、 拍子木、パネル台、ブラックライト

◆ 手続き方法

(1) 以下の書類を春日市民図書館に提出してください。登録資格を確認の上、団体貸出利用団体として登録します。

- ① 「春日市民図書館団体登録申請書」(様式第10号)
- ② 団体構成員の名簿(様式あり)※独自の名簿でも結構です。
- ③ 団体の活動状況・活動計画がわかる資料(様式自由)

(2) パネルシアター等の貸出・返却は、市民図書館開館時間中に児童カウンターで受け付けます。図書の貸出については、事前にお電話で来館日時をご相談ください。

(3) パネルシアター等の資料については、予約もできます(各団体3点まで・電話予約可)。毎月1日から翌月の予約受付を開始します。ただし、12月のクリスマス関連資料については、各団体3日間1点までの貸出(電話予約不可)となります。
※団体貸出の図書については、予約を承っておりません。

◆ ご注意ください

- お借りになったものに次の団体の予約がはいることがあります。返却日は必ずお守りください。
- 団体貸出の資料は、ポストでの返却はできません。必ず児童カウンターでお返しください。
- 状況により登録団体であっても貸出を制限・停止することがありますので、ご了承ください。